

8

施工会社に直接雇用された技術者とは

監理技術者または主任技術者については、工事を請け負った施工会社（専門工事会社、ゼネコン）との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」が必要とされています。したがって以下のような技術者の配置は認められないことになっています。

- ①直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣など）
- ②恒常的な雇用関係を有していない場合（一つの工事の期間のみの短期雇用など）

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日もしくは変更履歴または健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。

雇用関係を確認するための書類の例

確認書類	内容	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県または健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県または健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県または健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される

監理技術者資格者証

専任の監理技術者は、監理技術者資格者証（以下、「資格者証」という。）の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講したもののうちから、これを選任しなければなりません。

また、当該監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならず、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要があります。

監理技術者講習修了証についても、発注者等から提示を求められることがあるため、資格者証と同様に携帯しておくことが望まれます。

資格者証制度及び監理技術者講習制度の適用範囲

専任の監理技術者は資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければなりません。

建設業の許可区分	技術者の専任	下請契約の請負金額合計	技術者の配置	工事の公共性	資格者証および監理技術者講習の必要性
特定建設業	公共性のある工作物に関する重要な工事で建築一式工事の場合は5,000万円（それ以外の工事の場合は2,500万円）以上	建築一式工事の場合は4,500万円（それ以外の工事の場合は3,000万円）以上	監理技術者	公共性のある建設工事	必要
				上記以外	不要

(表面)

氏名	年 月 日生 本籍
住所	
写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日
	交付番号 第 号
監理技術者資格者証	
年 月 日 まで有効	
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者	
印	
所属建設業者	許可番号
有する資格	
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶過園井具水潤滑
有・無	

(表面)

監理技術者講習修了証	
修了証番号 第 号	
写 真	本 籍 氏 名
	(生年月日 年 月 日)
この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。	
修了年月日 年 月 日	
登録講習実施機関代表者 印	
(登録番号 第 号)	

(裏面)

備考	

(裏面)

注意事項

- 1 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 2 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

現場代理人における派遣・出向者の扱い

現場に配置する技術者については、「直接的かつ恒常的な雇用関係」が必要であるため、派遣や他社からの出向者を技術者として配置することはできませんが、現場代理人については派遣や他社からの出向者で配置することは可能と考えられます。

建設業法では、現場代理人について第19条の2の規定により、「現場代理人を置いた場合は、当該現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法を書面により通知すること」と記載されているのみであり、現場代理人の身分等に係る規定はなく、現場代理人が出向者であっても違法ではないと考えられます。

また、契約関係については、公共工事標準請負契約約款第10条第2項の規定では「現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領等この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。」こととされており、請負契約の的確な履行を確保するため、請負人の代理人として置かれますが、その趣旨を踏まえ、適当な職員を配置することが望ましく、仮に出向者が配置される場合でも、出向契約により業務内容が明確に規定され、その契約内容が法律に抵触しないものであることが必要であると考えられます。

注) 準委任型アットリスクRM方式(A方式)では、RM会社は発注者と工事請負契約ではなく準委任契約を結び、現場に「施工調整者」を配置します。この施工調整者は、建設業法の縛りを受けない技術者です。能力のある派遣や他社からの出向者を、この施工調整者として配置することができます。